

**総務文教常任委員会 所管事項に係る
「組織図」、「事務分掌及び組織」及び「現況と今後の展開」**

- 総務部 (P 1 ~ P 1 6)
総務課、秘書課、基地・防災課、職員課、
情報政策室情報政策課、財務室財政課、財務室税務課、
財務室債権管理課、財務室管財・契約課
- 企画振興部 (P 1 7 ~ P 2 8)
企画課、広報課、まちづくり拠点整備室まちづくり推進課
- 会計室 (P 2 9 ~ P 3 2)
会計課
- 教育委員会教育部 (P 3 3 ~ P 4 6)
教育総務課、教育支援課、学校給食センター、
社会教育課、読書推進課、郷土資料館、教育施設課
- 選挙管理委員会事務局 (P 4 7 ~ P 5 2)
- 公平委員会事務局 (P 5 3 ~ P 5 6)
- 監査事務局 (P 5 7 ~ P 6 2)

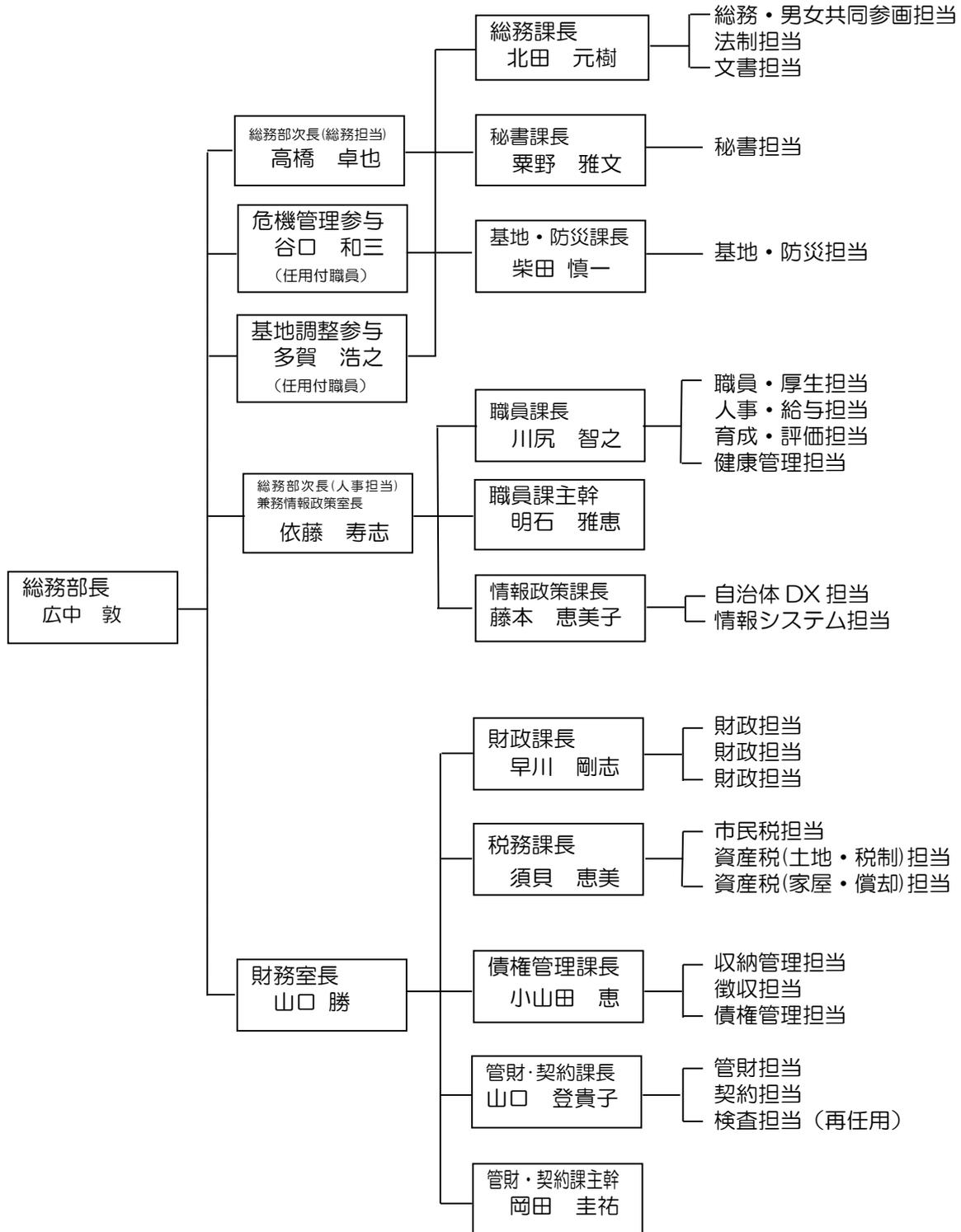
令和7年6月

総務文教常任委員会 提出資料

<総務部>

- ・総務課
- ・秘書課
- ・基地・防災課
- ・職員課
- ・情報政策室情報政策課
- ・財務室財政課
- ・財務室税務課
- ・財務室債権管理課
- ・財務室管財・契約課

< 総務部組織図 >



職	部長職	次長職	課長職	主査職	スタッフ	計
職員数	1	5 (うち任期付 2)	11	24 (うち再任用 1)	40 (うち再任用 1)	81

事務分掌及び組織

< 総務部 >

組 織	事 務 分 掌
総務課	<p>儀式及び表彰に関する事。</p> <p>栄典事務に関する事。</p> <p>特定行事の企画調整に関する事。</p> <p>総合教育会議に関する事。</p> <p>いじめ問題再調査委員会に関する事。</p> <p>庁議に関する事。</p> <p>市の境界及び行政区画に関する事。</p> <p>国内の他市町村との交流に関する事。</p> <p>男女共同参画に関する施策の総合的な企画及び連絡調整に関する事。</p> <p>男女共同参画審議会に関する事。</p> <p>後援名義の使用に関する事。</p> <p>北方領土返還運動に関する事。</p> <p>市民憲章に関する事。</p> <p>市議会及び行政委員会等との連絡調整に関する事。</p> <p>条例、規則、規程及び重要文書の審査に関する事。</p> <p>市議会提出議案の審査に関する事。</p> <p>例規集等の編集発行に関する事。</p> <p>法令の調査研究に関する事。</p> <p>訴訟事務の総括に関する事。</p> <p>顧問弁護士への法律相談に関する事。</p> <p>情報公開制度に関する事。</p> <p>情報公開コーナーの管理に関する事。</p> <p>個人情報保護制度に関する事。</p> <p>政治倫理（市議会議員に関するものを除く。）に関する事。</p> <p>行政手続法（平成5年法律第88号）及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）に関する事。</p> <p>公印の管守に関する事。</p> <p>公告式に関する事。</p> <p>文書の收受発送に関する事。</p>

	<p>公文書等の管理に関すること。</p> <p>事務引継ぎに関すること。</p> <p>庁用指定物品の購入に関すること。</p>
秘書課	<p>市長及び副市長の秘書に関すること。</p> <p>行事の連絡調整に関すること。</p> <p>市長会に関すること。</p> <p>祝辞、式典及び挨拶の総合調整に関すること。</p> <p>交際、慶弔等に関すること。</p> <p>特命事項の処理に関すること。</p>
基地・防災課	<p>自衛隊との渉外及び連絡調整に関すること。</p> <p>自衛隊基地周辺整備事業の計画調整に関すること。</p> <p>国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。</p> <p>自衛官募集に関すること。</p> <p>国民保護計画に関すること。</p> <p>防災及び災害対策に関すること。</p> <p>自主防災組織の育成及び避難行動要支援者支援制度の普及に関すること。</p> <p>防災行政無線に関すること。</p> <p>山岳遭難救助に関すること。</p> <p>国土強靱化に関すること。</p>
職員課	<p>職員、会計年度任用職員等の任用及び退職に関すること。</p> <p>職員の服務及び勤務条件に関すること。</p> <p>組織機構に関すること。</p> <p>職員の定数管理に関すること。</p> <p>職員の人事評価に関すること。</p> <p>職員の育成に関すること。</p> <p>職員の安全衛生管理に関すること。</p> <p>職員の福利厚生に関すること。</p> <p>職員福利厚生会に関すること。</p> <p>職員の顕賞、分限及び懲戒に関すること。</p> <p>職員の給与及び報酬に関すること。</p> <p>職員団体に関すること。</p> <p>特別職報酬等審議会に関すること。</p> <p>職員の公務災害に関すること。</p> <p>職員の退職手当に関すること。</p>

	<p>人件費に係る経理に関すること。</p> <p>共済組合、社会保険等に関すること。</p> <p>組織マネジメント推進本部に関すること。</p> <p>行政不服審査会の庶務に関すること。</p>
<p>情報政策室</p> <p>情報政策課</p>	<p>業務電算化の総合調整に関すること。</p> <p>行政情報システムに関すること。</p> <p>情報セキュリティ委員会に関すること。</p> <p>社会保障・税番号制度に関すること。</p> <p>自治体 DX の推進に関すること。</p>
<p>財務室財政課</p>	<p>財政計画に関すること。</p> <p>予算の総括に関すること。</p> <p>予算の執行管理及び経理資金の調整に関すること。</p> <p>市債及び一時借入に関すること。</p> <p>地方交付税に関すること。</p> <p>財政事情の公表に関すること。</p> <p>決算の調製、審査及び認定に関すること。</p> <p>債務負担行為の総括に関すること。</p> <p>基金の設置及び管理（他の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>その他財政に関すること。</p>
<p>財務室税務課</p>	<p>税制に関すること。</p> <p>個人市民税の賦課に関すること。</p> <p>法人市民税の申告納付に関すること。</p> <p>軽自動車税種別割の賦課に関すること。</p> <p>個人道民税の賦課に関すること。</p> <p>土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。</p> <p>特別土地保有税の申告納付に関すること。</p> <p>国有資産等所在市町村交付金に関すること。</p> <p>家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。</p> <p>償却資産に係る固定資産税の賦課に関すること。</p> <p>市たばこ税の申告納付に関すること。</p> <p>諸税の申告納付又は申告納入に関すること。</p>
<p>財務室</p>	<p>税務統計に関すること。</p>

債権管理課	<p>納税思想の普及啓発に関する事。</p> <p>市税の消込整理及び決算に関する事。</p> <p>固定資産評価審査委員会に関する事。</p> <p>市税の督促及び催告に関する事。</p> <p>市税の徴収、督促及び納税相談に関する事。</p> <p>市税の滞納処分に関する事。</p> <p>市税の滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関する事。</p> <p>市税の徴収嘱託及び受託に関する事。</p> <p>債権管理に関する事。</p> <p>証明書窓口に関する事。</p>
財務室 管財・契約課	<p>公有財産及び公有財産台帳の総括に関する事。</p> <p>公有財産の取得処分及び管理（他の所管に属するものを除く。）に関する事。</p> <p>公共施設等管理保全基金の設置及び管理に関する事。</p> <p>公有財産の損害保険に関する事。</p> <p>庁舎の施設維持に関する事。</p> <p>車両（他の所管に属するものを除く。）の整備、運行及び管理に関する事。</p> <p>公共施設の改修等に係る総合調整に関する事。</p> <p>恵庭市振興公社に関する事。</p> <p>庁舎の施設管理及び取締りに関する事。</p> <p>地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に関する事。</p> <p>カーボン・マネジメントシステムの推進に関する事。</p> <p>入札参加資格審査申請の資格審査及び登録に関する事。</p> <p>工事等の契約に関する事。</p> <p>工事等の契約に伴う連絡調整に関する事。</p> <p>入札参加資格審査委員会に関する事。</p> <p>入札参加者指名選考委員会に関する事。</p> <p>物品等の契約に関する事。</p> <p>工事の検査等（他の所管に属するものを除く。）に関する事。</p> <p>指定管理者に関する事。</p>

現況と今後の展開

課名	総務課
----	-----

現況	<p>○男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画基本法及び「恵庭市の男女が平等に暮らすためのともに歩む条例」に基づき、平成 28 年に第 2 次男女共同参画基本計画【H28（2016）～R7（2025）】を策定し、男女共同参画に係る様々な施策の進行管理と、周知・啓発活動を実施している。 <p>○都市間交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 姉妹都市である山口県和木町及び友好都市である静岡県藤枝市との市民の主体的な交流の促進と産業、文化、スポーツ等を振興するため、交流促進事業を行う市内団体に対して「姉妹都市等交流促進事業費補助金」を交付している。 <p>○各種式典及び表彰の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 戦没者追悼式、貢献者・善行者表彰式、功労者表彰式などの各種儀式や表彰を実施する。 <p>○個人情報保護制度の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の個人情報に関する法改正に基づき、「恵庭市個人情報保護条例」を廃止し令和 5 年 4 月に「恵庭市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定した。
今後の展開	<p>○男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> R7 は、男女共同参画基本計画の更新作業（市民アンケート、審議会開催、パブリックコメントなど）を行い、第 3 次男女共同参画基本計画【R8（2026）～R17（2035）】策定後は、本計画に基づき男女共同参画社会実現に向けた様々な取組を実施する。 男女共同参画計画の推進のため、パネル展や情報誌の発行などによる広報活動、男女共同参画推進協議会への活動支援を行うほか、審議会委員等への女性登用率向上に向けた様々な取組を継続していく。 <p>○都市間交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助は平成 29 年度から実施。補助金の更なる活用のための周知・啓発を実施し、今後も姉妹都市（山口県和木町）及び友好都市（静岡県藤枝市）と各交流事業に関する取組を行う。 <p>○各種式典及び表彰の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 戦没者追悼式、貢献者・善行者表彰式、功労者表彰式などの各種儀式や表彰を実施する。 <p>○個人情報保護制度の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例改正に伴い、全国の市町村等に共通するルールに基づき個人情報に関する取り扱いを実施する。

現況と今後の展開

課名	総務部	秘書課
----	-----	-----

現 況	<ul style="list-style-type: none">○ 理事者のスケジュール管理 市長、副市長のスケジュール管理を行っている。○ 連絡調整 各行催事等に関係する所管の及び機関・団体との連絡調整を行っている。○ 市長車等の運行管理 理事者・議長の配車に関する調整を行い、市長車等の運行管理している。
今 後 の 展 開	<ul style="list-style-type: none">○ 理事者のスケジュール管理 行催事の予約に関するマニュアルを必要に応じて見直し・更新○ 連絡調整 関係する所管及び機関・団体との綿密な連絡調整○ 市長車等の運行管理 市長車等の安全運行の徹底○ 接遇 職員研修等を活用した接遇の向上

現況と今後の展開

課 名

基地・防災課

<p>現 況</p>	<p>○地域防災力の向上 自主防災組織設立支援の推進、自主防災組織活動支援助成金の継続、出前講座の実施、避難所運営マニュアル及び地域版避難所運営マニュアルの作成及び更新など、自助及び共助の取組に対して支援を実施している。また、平成28年より避難行動要支援者名簿を作成し毎年更新するほか、令和5年度より個別避難計画の作成を開始した。</p> <p>○市の災害対応力の向上 災害対策本部訓練を毎年1回、総合防災訓練を4年に1回実施し、検証を行うほか、民間企業等との防災協定の締結を推進し災害に備えている。また、年1回防災会議及び国民保護協議会を開催し、地域防災計画及び国民保護計画の修正・変更を実施。備蓄については、恵庭市災害用物資備蓄計画を策定し計画的に備蓄品を整備している。さらに、統合型GIS及び公開型GISの整備により、被災状況や災害対応状況が可視化できるようになったほか、市民がHP上からWEB版ハザードマップを閲覧したり、避難所を検索できるようになった。</p> <p>○自衛隊の体制維持・強化 本市における自衛隊の体制維持・強化が図られるよう要望活動を行った。</p> <p>○住宅防音工事 待機世帯の早期実施、対象区域の拡大に向け、国に対して要望活動を行った。</p>
<p>今 後 の 展 開</p>	<p>○地域防災力の向上 引き続き自主防災組織設立支援及び活動支援助成金の継続、出前講座の実施、地域版避難所運営マニュアルが未作成となっている地域・学校等への支援、個別避難計画の作成等を推進する。地域防災活動の担い手不足が課題となっていることから、地域防災リーダーの育成に向けた研修会を開催し担い手育成を推進していく。</p> <p>○市の災害対応力の向上 災害対策本部訓練を毎年実施する。積み上げた検証結果をもとに令和9年度実施予定の総合防災訓練概要について検討していく。また、市職員のGISオペレーターを育成し、災害対応力向上を図る。</p> <p>○自衛隊の体制維持・強化 本市における自衛隊の体制維持・強化が図られるよう、引き続き要望活動を行う。</p> <p>○住宅防音工事 待機世帯の早期実施、対象区域の拡大に向け、国に対して引き続き要望活動を行う。</p>

現況と今後の展開

課名	職員課
----	-----

<p>現況</p>	<p>○令和8年度組織・機構の整備 各部ヒアリングを行ったうえで、定員管理計画、人事異動ガイドライン等に基づき、組織・機構の整備を行っている。</p> <p>○人事評価制度の推進 評価結果については昇給及び勤勉手当に反映し、総合評価の結果を課長・主査職の昇任選考や再任用職員の選考に活用している。</p> <p>○働き方改革など職員の勤務条件等の改善 ワークライフバランスの推進に向けて、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進など、特定事業主行動計画に基づき推進している。また、会計年度任用職員については、給与や期末勤勉手当等の処遇改善がなされ、再度の任用回数の上限は廃止している。</p> <p>○人材育成基本方針に沿った人材育成の推進 令和7年4月に人材育成基本方針を改正。人事評価制度と連動する形で人材育成を推進することとしている。</p>
<p>今後の展開</p>	<p>○【令和8年度組織・機構の整備】 定年年齢引上げに伴う役職定年職員の知識・経験等を活かした配置の検討を行い、将来にわたり安定的に行政サービスを提供できる体制を整備する。</p> <p>○【人事評価制度の推進】 人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用しているため、今後はより良い制度となるよう、引き続き人事評価制度検討委員会で検討を行う。</p> <p>○【働き方改革など職員の勤務条件等の改善】 ワークライフバランスの推進を継続して実施するとともに、男性の育児休業の取得促進や親等の介護支援に向けて、在宅勤務等の各種支援体制の構築を進める。令和8年度からの次期特定事業主行動計画の策定を行う。</p> <p>○【人材育成基本方針に沿った人材育成の推進】 恵庭市人材育成プログラム検討委員会を設置し、人材育成基本方針に基づく、新たな研修計画の策定、研修体系の構築、実施体制の検討を進めている。 また、女性活躍を更に推進するため、女性職員向けの研修を行い、女性管理職の登用率を伸ばしていく。</p>

現況と今後の展開

課名 情報政策室情報政策課

現況	<p>●恵庭市デジタル化推進計画の実行</p> <p>市民の利便性向上や将来にわたる安定的な行政運営を目指し、以下の基本方針に基づいた施策の推進を図る。</p> <p>基本方針1：市民利用サービスのデジタル化</p> <p>基本方針2：行政事務のデジタル化</p> <p>基本方針3：デジタルリテラシーの向上及び情報セキュリティの確保</p> <p>基本方針4：デジタルデバイド（情報格差）対策</p> <p>基本方針5：動向を踏まえたデジタル化の推進</p>
今後の展開	<p>●恵庭市デジタル化推進計画の実行</p> <p>本計画に基づき策定した実施計画を実行すると同時に、デジタル技術の進歩や他の市町村で成功している技術、国が新たに推奨する事業などに柔軟に対応するため、必要に応じて実施計画の見直しや追加を行う。</p> <p>【重点取組事項】</p> <ol style="list-style-type: none">① 行政手続のオンライン化② 窓口支援システム（書かないワンストップ窓口）の導入 ワンストップ窓口の導入にむけたハード整備の検討③ 窓口手数料のキャッシュレス化④ 地域公共交通案内情報デジタル化⑤ 電子文書管理・電子決裁の導入⑥ AI-OCR、RPA の利活用の推進⑦ LINE を活用した市民サービスの導入⑧ 電子契約の導入⑨ 基幹系システムの標準化・共通化⑩ デジタル技術活用支援⑪ オープンデータの公開

現況と今後の展開

課名 財務室財政課

現 況	<p>○財政運営の基本指針に基づいた財政運営</p> <p>「恵庭市財政運営の基本指針」に基づき、向こう5年間の収支状況を「中期財政収支見通し」により推計し、毎年度ローリングさせることにより、将来を見通し中期的な視点に立った財政運営を行っている。</p> <p>政策的事業に充てる一般財源は、経常収支差額によって捻出することとしているが、近年の物価上昇や、人件費・扶助費、政策的経常経費の増などにより、喫緊の行政課題への対応と財政の健全化との両立が課題となっている。</p>
今 後 の 展 開	<p>○新たな財政運営の基本指針に基づいた財政運営</p> <p>次期（第6期）総合計画や第3期総合戦略に位置づける今後のまちづくりに向けた施策や、各種事業を着実に推進するため、社会情勢の変化を踏まえた「新たな財政運営の基本指針」を策定する。</p> <p>今後、新たな財政運営の基本指針に基づき、安定的な財政運営を行いつつ、様々な行政課題に適切に対応するとともに、自治体 DX をはじめとした事務事業の効率化や、不断の行政評価などを行いながら、将来にわたり持続可能な財政運営を進める。</p>

現況と今後の展開

課名	財務室税務課
----	--------

現況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税務調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> 公平公正な課税を行うため、申告内容や台帳と確認を行うべく、計画的に調査を実施している。 調査は地方税法で掲げられている現地に赴くものと、税務署などへの調査がある。 ◆申告がベースとなって課税するもの <ul style="list-style-type: none"> 個人・法人市民税、固定資産税（償却資産）、たばこ税、入湯税、軽自動車税（環境性能割） ◆台帳がベースとなって課税するもの <ul style="list-style-type: none"> 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、軽自動車税（種別割） ○ 賦課事務の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税の賦課作業において、eLTAX により提出される給与支払報告等の電子データを、税務 LAN システムに連携させ効率化を推進。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税務調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> 申告ベースの税目（固定資産税等）では、立入り調査を行う必要があり、職員のスキルアップを図りながら、適正な申請、申告を行うよう適切に指導する。 ○ 賦課事務の効率化 <ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の家屋評価について、木造・戸建住宅の比準評価導入により賦課事務の効率化・合理化を推進する。 ○ 確定申告の効率化 <ul style="list-style-type: none"> 一定の水準で申告書を作成できる人材を安定して確保するため、確定申告支援員を委託化して効率化を図る。

現況と今後の展開

課名 財務室債権管理課

<p>現 況</p>	<p>○市税及び国保税の収納率向上対策 歳入と市民負担の公平性を確保するため、市税及び国保税の収納率向上に努めている。納税方法を従来の金融機関での納付だけでなく、コンビニ収納、クレジット納税、スマホアプリによる納税、eLTAX など、納税方式の充実に努める一方、資力が有りながらも納税に誠意の無い滞納者に対し、預貯金や給与等の差押などの滞納処分を積極的に実施している。また、ネット銀行や生命保険加入状況の一斉調査、電子預金調査及び差押を実施し滞納繰越額の抑制に取り組んでいる。</p> <p>○市債権の確保 H26年に施行した「恵庭市債権管理条例」に基づき、「債権管理推進会議」の定期開催や担当者研修会、個別ヒアリング、徴収困難案件の助言、法的措置を実施し各課で所管する債権の適正かつ円滑な管理に努めている。</p>
<p>今 後 の 展 開</p>	<p>○債権管理サポート体制の強化 定期的に債権管理推進会議を開催し、組織全体のレベルアップを図るとともに問題や課題に対し、個別のアドバイスや相談等のサポート体制を強化し、新たな徴収方法や情報についての調査研究を継続しながら、市債権の収納率向上に努める。</p> <p>○職員のスキル向上対策 定期的な職場内研修を実施するほか、税務機関等が行う各種研修会へも積極的に参加し、関係法令等の知識習得に努める。また、債権所管課の担当者に対する研修会を実施し、市全体の債権管理に関するスキルの向上を図る。</p> <p>○広報活動 電子納税（eLTAX）や、口座振替・コンビニ収納・クレジット納税・スマホアプリによる納税等、多様化した納税環境について広報活動を積極的に行う。</p>

現況と今後の展開

課名 管財・契約課

現況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設マネジメントの推進 恵庭市公共施設総合管理計画に基づき、老朽化した施設の用途廃止、解体、土地の売払い、機能集約を実施。 ○ カーボン・マネジメントシステムの推進 「第6次恵庭市地球温暖化実行計画（事務事業編）」に基づき、市の事務事業に伴う温室効果ガスについて、PDCAサイクルを用いて削減に取り組む。 ○ 入札制度の適切な運用について 建設業就業者数の減少が深刻な問題になっており、公共工事の品質の確保や建設産業の健全な発展と存続が大きな課題となっている。 ○ 指定管理者制度の推進 指定管理者制度の導入によって経費の縮減、市民サービスの向上が図られており、今後も制度の適切な運用と推進に努めていく。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設マネジメントの推進 恵庭市公共施設総合管理計画 個別計画第1次プログラムの期間（平成28年度～令和7年度）において、削減目標3%の達成に向け、施設の統廃合を進める。また、個別計画第2次プログラム（前期5か年）（令和8年度～令和12年度）を策定する。 ○ カーボン・マネジメントシステムの推進 「第6次恵庭市地球温暖化実行計画（事務事業編）」に基づき、更なる温室効果ガスの削減に取り組む。 ○ 入札制度の適切な運用について 公共工事等の品質の確保やダンピング防止のための施策を継続すると共に、少子高齢化や働き方改革を鑑みながら公平性、公正性、透明性といった観点に基づいて時代に沿った形で制度の見直しを図っていく。 （令和7年度に電子契約システムの導入を進める。） ○ 指定管理者制度の推進 応募者増加対策の取組みを進め、今後も引き続き、経費の削減とより質の高い市民サービスの向上のため、制度の効果的活用に努めていく。

令和7年6月

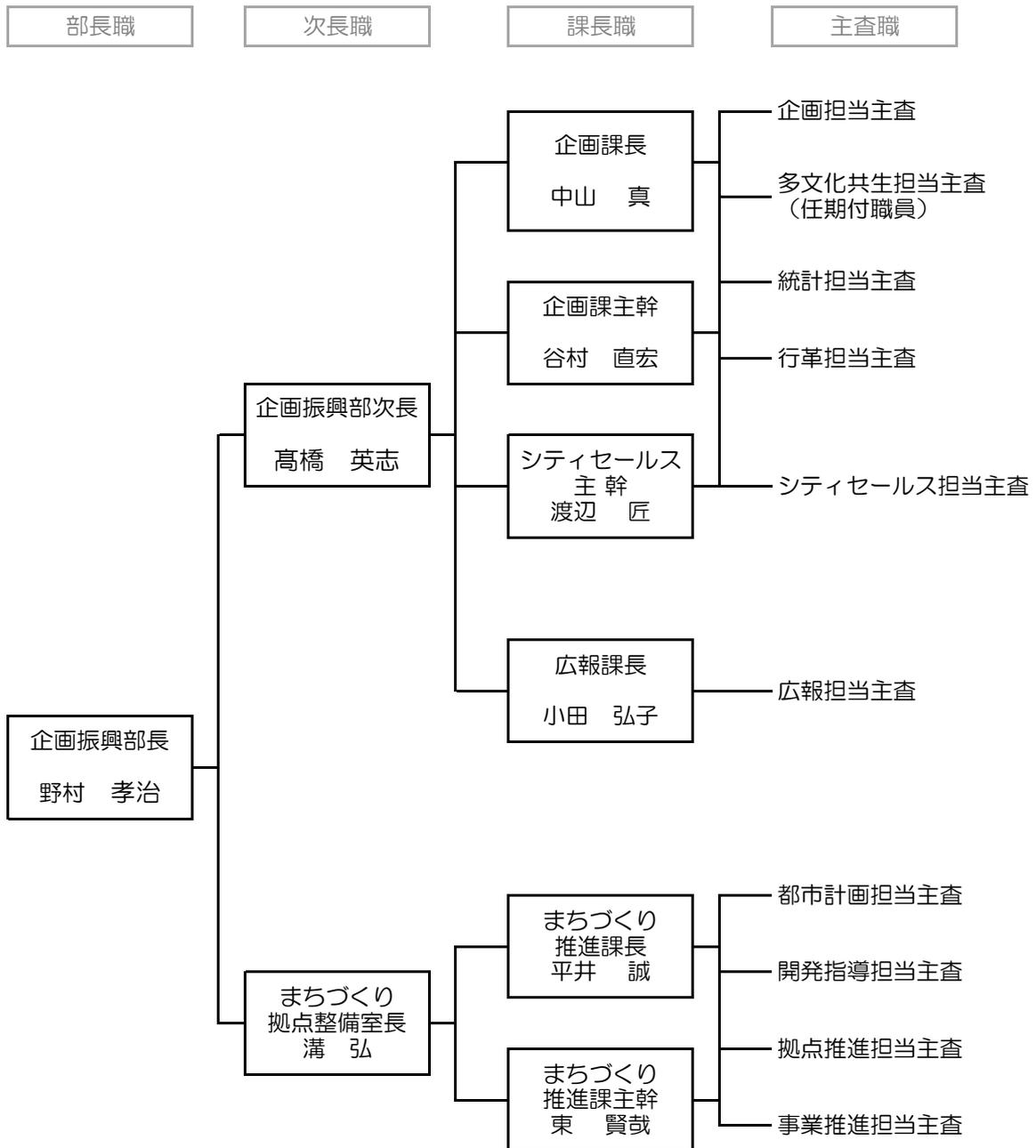
総務文教常任委員会 提出資料

<企画振興部>

- ・企画課
- ・広報課
- ・まちづくり拠点整備室まちづくり推進課

<企画振興部組織図>

※令和7年6月1日現在



職	部長職	次長職	課長職	主査職	スタッフ職	計
職員数	1人	2人	6人	10人	8人	27人

- ・ 派遣職員 2人 (内閣府、北海道文教大学地域創造センター)
- ・ 会計年度任用職員 5人

事務分掌及び組織

<企画振興部>

組 織	事 務 分 掌
企画課	<p>総合計画の策定及び推進管理に関すること。</p> <p>地方版総合戦略・人口ビジョンの策定及び推進管理に関すること。</p> <p>行政施策の総合調整に関すること。</p> <p>行政改革の推進に関すること。</p> <p>地方分権の総合調整に関すること。</p> <p>恵庭リサーチ・ビジネスパークに関すること。</p> <p>広域行政に関すること。</p> <p>地方拠点都市地域に関すること。</p> <p>大学等高等教育機関に関すること。</p> <p>国際交流に関すること。</p> <p>多文化共生に関すること。</p> <p>懸案事項の要望の総括に関すること。</p> <p>企画調整関係団体に関すること。</p> <p>ふるさと納税推進事業に関すること。</p> <p>シティセールスの推進に関すること。</p> <p>まちづくり基本条例に関すること。</p> <p>特命事項の企画及び調査に関すること。</p> <p>基幹統計調査及びその他の統計調査（他の所管に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>移住及び定住に関すること。</p> <p>自転車活用推進計画に関すること。</p>
広報課	<p>行政の周知宣伝に関すること。</p> <p>広報誌の編集発行に関すること。</p> <p>市勢要覧の編集発行に関すること。</p> <p>市史に関すること。</p> <p>報道機関との連絡に関すること。</p>

組 織	事 務 分 掌
まちづくり 拠点整備室 まちづくり 推進課	<p>拠点整備事業に関すること。</p> <p>都市計画に係る総合調整に関すること。</p> <p>都市計画の基本方針に関すること。</p> <p>土地利用に関すること。</p> <p>都市施設の計画決定に関すること。</p> <p>市街地開発事業の計画決定に関すること。</p> <p>地区計画等に関すること。</p> <p>交通施設計画に関すること。</p> <p>都市景観形成に関すること。</p> <p>緑の基本計画に関すること。</p> <p>都市計画審議会に関すること。</p> <p>開発行為の許可等の事務及び特定の開発行為に関すること。</p> <p>国土利用計画法（昭和49年法律第92号）及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の届出等に関すること。</p> <p>優良宅地の認定に関すること。</p> <p>路外駐車場の設置等の届出に関すること。</p> <p>地価公示に関すること。</p> <p>個人、組合及び区画整理会社の施行に係る土地区画整理事業の認可等の事務に関すること。</p> <p>バリアフリー基本構想に関すること。</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく違反建築物の調査及び取締りに関すること。</p> <p>不動産流通サポート事業試行に関すること。</p> <p>市営住宅恵央団地PFI建替えに関すること。</p> <p>柏陽地区土地利用再編に関すること。</p> <p>島松地区複合施設整備に関すること。</p>

現況と今後の展開

課名	企画課（１）
----	--------

現況	<p>○恵庭市総合計画（第5期恵庭市総合計画及び第6期総合計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度が最終年度である第5期恵庭市総合計画基本計画及び実施計画に基づく施策の実現をめざし、必要な事務事業を進める。 ・今後10年間のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、令和8年度からの「第6期恵庭市総合計画」を、市民や議会等の意見を聞きながら策定作業を進める。 <p>○地方創生の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期恵庭市総合戦略を策定 令和6年4月に短・中期的に取り組むべき具体的な施策を設定し、人口減少に負けない魅力あるまちづくりを進めるにあたり、恵庭創生懇談会の意見を聞きながら進める。 ・地方創生2. 0への対応 令和6年12月に、国では新たに設置された「新しい経済・生活環境創生本部」で、次の10年間を見据えて地方創生の考え方が示され、国の動向を注視しながら進める必要がある。 <p>○国際化・多文化共生の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年改定の「恵庭市国際化の指針」に基づき、「誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくり」など4つの視点を重点目標に掲げ、「恵庭市国際化推進アクションプラン」により、具体的な取組を進める。 →日本語ひろば「えにわ」の開催、交流フェスタの開催、やさしい日本語講座の開催、多言語通訳システムの導入など <p>○高等教育機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育機関がもつ専門性や学生を活用し、地域社会の発展等を推進するため情報交換・意見交換を定期的に行う。 ・令和5年に北海道文教大学に設立された「地域創造研究センター」と地域の課題解決に向けた政策研究を展開するため、職員を研修派遣し連携する。
今後の展開	<p>○恵庭市総合計画（第6期恵庭市総合計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6期総合計画（R8～R17）及び第1次実施計画（R8～R10）作成 <p>○地方創生の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期総合戦略に基づき、各種施策や事業を推進する。 ・地方創生2. 0へ（今夏国で）対応し、各種施策や事業を推進する。 <p>○国際化・多文化共生の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際化推進アクションプランの見直し・改定 ・今後も企業の人材不足や入国管理政策の見直し等により、外国籍住民が増加することが見込まれることから、一元的相談窓口設置を検討。 ※令和7年4月末現在の外国籍住民数 1,146人 <p>○高等教育機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、情報交換・意見交換を行いながら連携強化を行う。 ・地域創造研究センターを中心に北海道文教大学と様々な分野で連携する。

現況と今後の展開

課名	企画課（2）
----	--------

現況	<p>○広域行政の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンの推進 令和6年3月に策定された「さっぽろ連携中枢都市圏」における中長期的な圏域の将来像に係る取組を推進する「第2期さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン」に基づき、連携事業を実施する。 ・第2期千歳市・恵庭市連携施策推進計画の推進 令和6年3月に策定された「第2期千歳市・恵庭市連携施策推進計画」に基づき、連携事業を実施する。 <p>○行政改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7次行政改革推進計画（令和3年度～令和7年度）の検証を行う。 ・行政を取り巻く環境や社会情勢の変化に対応する新たな行政改革大綱策定に向け、行革推進委員会や行革本部会議、議会等に意見を聞きながら策定作業を進める。 <p>○まちづくり基本条例の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年1月に制定した「まちづくり基本条例」は、第30条第1項の規定により、5年を超えない期間ごとに必要に応じ見直しを行うこととなっており、これまで平成30年及び令和5年に見直しを行っている。 ・令和5年度の2回目の見直し時に、市民検討委員会から提言のあった重点項目について、毎年度、庁内推進委員会で進捗管理を行う。 <p>○令和7年国勢調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計法で定められた日本の最も重要な統計調査であり、5年に1度、日本に住むすべての人口や世帯の実態を明らかにするため調査を実施する。
今後の展開	<p>○広域行政の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾き続き、関係自治体や所管部と協議・検討しながら連携事業を実施する。 <p>○行政改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7次恵庭市行政改革推進計画に基づく事業を実施する。 ※市民参加推進方針、事務事業見直し計画の策定 ・第7次恵庭市行政改革推進計画の検証及び新行政改革大綱を策定する。 ※本部会議・専門部会、審議会に意見を聞きながら、適宜、議会へ報告 <p>○まちづくり基本条例の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期見直し（令和10年）までの間、庁内推進委員会で進捗管理を行う。 <p>○令和7年国勢調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内591調査区を設定し、指導員60名、調査員355名（最大）を動員して調査を実施。調査員確保のため、広報誌等での公募や町内会への推薦依頼、市職員の動員を実施。

現況と今後の展開

課名

企画課（3）

現況	<p>○ふるさと納税事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度より、恵庭の魅力を全国に発信するとともに、寄附をいただいた方へ返礼品の贈呈を行っている。 ※令和6年度実績：約26億3,100万円 <p>○企業版ふるさと納税の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が進める地方創生事業に対し、多くの企業から賛同をいただくとともに、人材派遣型の企業版ふるさと納税により、企業より人材が派遣されている。 ※令和6年度実績：約2,770万円 <p>○シティセールスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度改定の「第2期シティセールスプラン」に基づき、住んでみたいまち、住み続けたいまちを目指し、市内外への魅力や資源を発信するなど取組を行う。 <p>○自転車活用推進計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「サイクルフェスタ・恵庭」を開催する。 <p>○移住・定住の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恵庭の魅力をホームページや移住イベント等で発信し、移住促進を図る。また、既移住者に向けた情報交換会等を通じ、定住促進を図る。 →大都市圏PRイベント参加、オーダーメイドツアー実施など
今後の展開	<p>○ふるさと納税事業・企業版ふるさと納税の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の魅力発信について創意工夫した取組を進め、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の寄附拡大に向けた更なる取組を行う。 →シティセールスと連動した取組み、デジタル広告など情報発信の強化、新たな返礼品の開拓、高等教育機関への活用など。 <p>○シティセールスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度からは、「第2期恵庭市シティセールスプラン」として、さらなる認知度とイメージの向上を目指し、「住みたい・住み続けたいまち」として選ばれるよう、時代や地域状況に即したシティセールスの推進を行う。 <p>○自転車活用推進計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車活用推進計画の進捗管理、及び持続可能な今後のサイクルイベントを検討する。 <p>○移住・定住の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりのニーズに合わせた柔軟な対応、移住者に対する継続的なサポート体制の整備、多様なニーズに対応した施策を推進する。

現況と今後の展開

	課名	広報課
現況	<p>○広報誌の編集発行・配布について</p> <p>①広報誌の編集</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政からの情報を特集、暮らしのお知らせページで周知するとともに、各分野で活躍する市民、団体なども随時取り上げて掲載。 <p>②広報誌の配布</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報誌の配布は、各町内会やシルバー人材センターへの委託で実施。2025年（令和7年）度より、町内会の配布手数料を増額（市街地 15 円→25 円、農村地区 18 円→33 円） <p>OSNS での情報発信について</p> <ul style="list-style-type: none"> Facebook、X で情報発信 <p>○市史について</p> <p>2022 年（令和4年）「新恵庭市史」を発刊。希望者へ販売中。</p>	
今後の展開	<p>○広報誌の編集発行について</p> <p>①広報誌の編集</p> <ul style="list-style-type: none"> 表紙のカラー化を実施。文字の拡大、レイアウトの工夫などで、手に取ってもらいやすく、読みやすい広報の編集を行う。 <p>②広報誌の配布</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報誌の配布を負担に感じている町内会が増加していることから、今後も随時町内会の状況を確認し、持続可能な配布方法について検討していく。 <p>OSNS での情報発信について</p> <ul style="list-style-type: none"> Facebook、X での情報発信方法について、時代に応じた効果的な手法を研究していく。 <p>○市史について</p> <p>「新恵庭市史」の情報発信を継続する。</p>	

現況と今後の展開

課名	まちづくり拠点整備室 まちづくり推進課（１）
----	---------------------------

現 況	<p>1. 都市計画に関すること</p> <p>①都市計画に係る総合調整等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都市計画の総合調整 ●恵庭市都市計画審議会 ●都市計画図の作成 ●都市計画に関する各種証明書の交付 等 <p>②都市計画の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（北海道）の中間見直し ●恵庭市都市計画マスタープラン ●恵庭市立地適正化計画の策定 等 <p>③都市計画決定及び変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ●用途地域 ●都市施設 ●市街地開発事業 ●地区計画 等 <p>④開発行為・都市計画関連法に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ●開発行為の許可等の事務 ●都市計画関連法手続き 等 <p>（国土利用計画法、公有地の拡大の推進に関する法律、土地区画整理事業の認可等）</p> <p>2. 都市政策に関すること</p> <p>まちづくり拠点整備事業に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ●拠点整備事業の全体調整・進捗管理 ●駅周辺のエリアマネジメント（恵庭地区・恵み野地区） ●総合戦略関連事業 ●住宅政策推進事業（住宅・土地流動化促進支援制度） 等 <p>3. バリアフリー基本構想に関すること</p> <p>恵庭市バリアフリー基本構想・同特定事業計画に基づくバリアフリー事業推進</p> <p>4. 島松地区複合施設整備に関すること</p> <p>「島松地区まちづくり構想」で掲げた『賑わいづくり』や島松地区の公共施設の老朽化対策、子育て施設の狭隘化の解消をするため、島松地区複合施設整備事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業手法 DBO方式 ・事業終了 令和24年3月末日 <p>5. 市営住宅恵央団地PFI建替えに関すること。</p> <p>市営住宅柏陽・恵央団地建替基本計画（改訂版）（令和4年8月策定）に基づき、公営住宅集約ゾーンに新たな住棟の建設による柏陽団地及び恵央団地の一体的な整備</p> <p>令和6年2月に事業本契約を議会の承認により契約締結し、現在施工期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備戸数 80戸（低層棟 20戸 中層棟 60戸） ・事業手法 PFI法に基づくBOT方式 ・事業終了 令和28年4月2日 <p>6. 柏陽地区土地利用再編に関すること</p> <p>市営住宅柏陽・恵央団地建替基本計画（改訂版）に基づき、地域コミュニティゾーンに地域拠点施設として公民複合機能施設の整備を実施</p> <p>また、民間事業ゾーンは、民間事業者により公有地を売却し、低層住宅地として活用</p> <p><地域コミュニティゾーン></p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備内容 公共諸室整備、保育園整備、かしわざ移設、民間機能の導入 ・事業手法 DBO方式 ・事業終了 令和25年3月末日
--------	---

現況と今後の展開

課名	まちづくり拠点整備室 まちづくり推進課（２）
----	---------------------------

今 後 の 展 開	<ul style="list-style-type: none"> ■整備、開発及び保全の方針の中間見直し 令和８年３月 素案作成 令和８年１０月 決定 ■立地適正化計画 令和８年３月 策定 ■住宅・土地流動化促進支援制度（住生活基本計画重点施策）の検討 ■バリアフリー協議会を通じた継続的な進捗管理および各種事業の推進 ■島松駅周辺再整備事業に係る複合施設整備の検討・推進 令和７年１０月 新築工事着手 令和９年 １月 工事完了 令和９年 ４月 供用開始 ■恵央団地民間活力建設事業 令和７年１２月 工事完了 令和８年 １月 建替住宅貸渡 ２月 基準金利改定に係るサービス対価見直しの議会提案 ■柏陽地区土地利用再編事業 <ul style="list-style-type: none"> <複合施設> 令和７年７月２８日～３１日 参加表明書等書類の受付 １１月１３日 提案書類の受付 １２月中旬 優先交渉権者の決定 令和８年１月 事業仮契約の締結 ２月 事業本契約議会提案 <民間事業ゾーン> 令和８年～ 民間事業ゾーン公有地処分（プロポーサルで事業者選定）
-----------------------	---

令和7年6月

総務文教常任委員会 提出資料

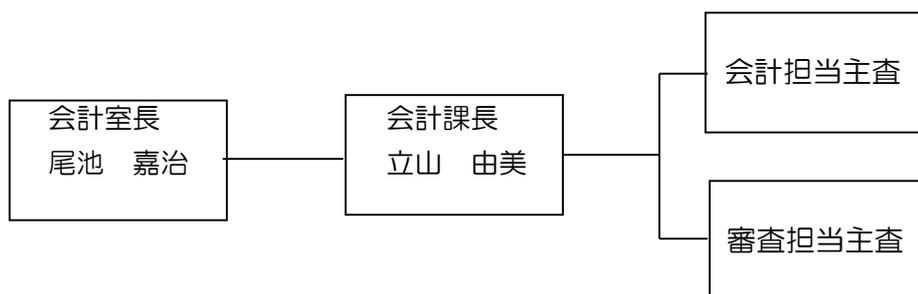
<会計室> ・会計課

事務分掌及び組織

<事務分掌>

組 織	事 務 分 掌
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・会計事務の総合調整に関する事。 ・公印の管守に関する事。 ・収入命令の審査に関する事。 ・歳計現金、歳入歳出外現金、基金に属する現金及び有価証券の保管管理に関する事。 ・会計職員の指導及びその職務執行上の検査に関する事。 ・決算の調製及び例月検査に関する事。 ・金融機関の検査及び指導に関する事。 ・会計事務の監査に関する事。 ・支出事務に関する事。 ・支出命令と支払資料の照査に関する事。 ・小切手の振出しに関する事。 ・支出命令の審査に関する事。 ・支出負担行為の確認に関する事。 ・計算証明に関する事。 ・市長が特に指示する恵庭市契約事務規則(平成9年規則第10号)に定める検査に関する事。 ・庁用指定物品の出納及び保管に関する事。 ・備品の登録に関する事。 ・市税その他歳入金の収納に関する事。

<組織図>



職	部長 職	次長 職	課長 職	主査 職	スタッ フ	再任 用	会計 年度
職員数	0	1	1	2	2	0	4
							計10

現況と今後の展開

課名	会計課
----	-----

<p>現況</p>	<p>○適正な会計処理の励行 支出負担行為決議書、収入支出命令書に関して関係法令・会計規則及び審査基準に基づく審査を行い適正な会計処理を実施しています。 また、新人職員等を対象とした会計伝票研修会を定期的に開催しています。</p> <p>○伝票の電子決裁導入 デジタル化推進計画に基づき、財務会計システムで出力する伝票の電子決裁導入に向けた準備を進めています。</p> <p>○基金の運用 歳計現金が不足する期間については、基金からの繰替を行うことで資金不足が発生しないよう運用しています。また、基金及び歳計現金に余裕がある期間は定期預金又は譲渡性預金による短期運用を行っています。基金については安全性を確保しつつ金利が有利な債券による運用も開始しました。</p>
<p>今後の展開</p>	<p>○適正な会計処理の励行 担当部署における会計処理についても規則や基準等に基づく適正な処理及びチェックが出来るよう定期的に研修会を開催するほか、職員ポータル等を活用し伝票の作成時における留意点やポイントなどの周知を行っていきます。</p> <p>○伝票の電子決裁導入 令和7年度中の電子決裁導入に向けて、会計規則や支出審査基準の変更・更新、運用マニュアルの作成などを進め、業務の効率化を図っていきます。</p> <p>○基金の運用 基金を安全かつ有利な方法により運用するため、金融機関や証券会社の最新情報や金利等の動向把握に努め、定期預金や譲渡性預金、債券（5年）による運用を進めていきます。更に、債券（1年未満）の運用も視野に入れ情報収集を行っていきます。</p>

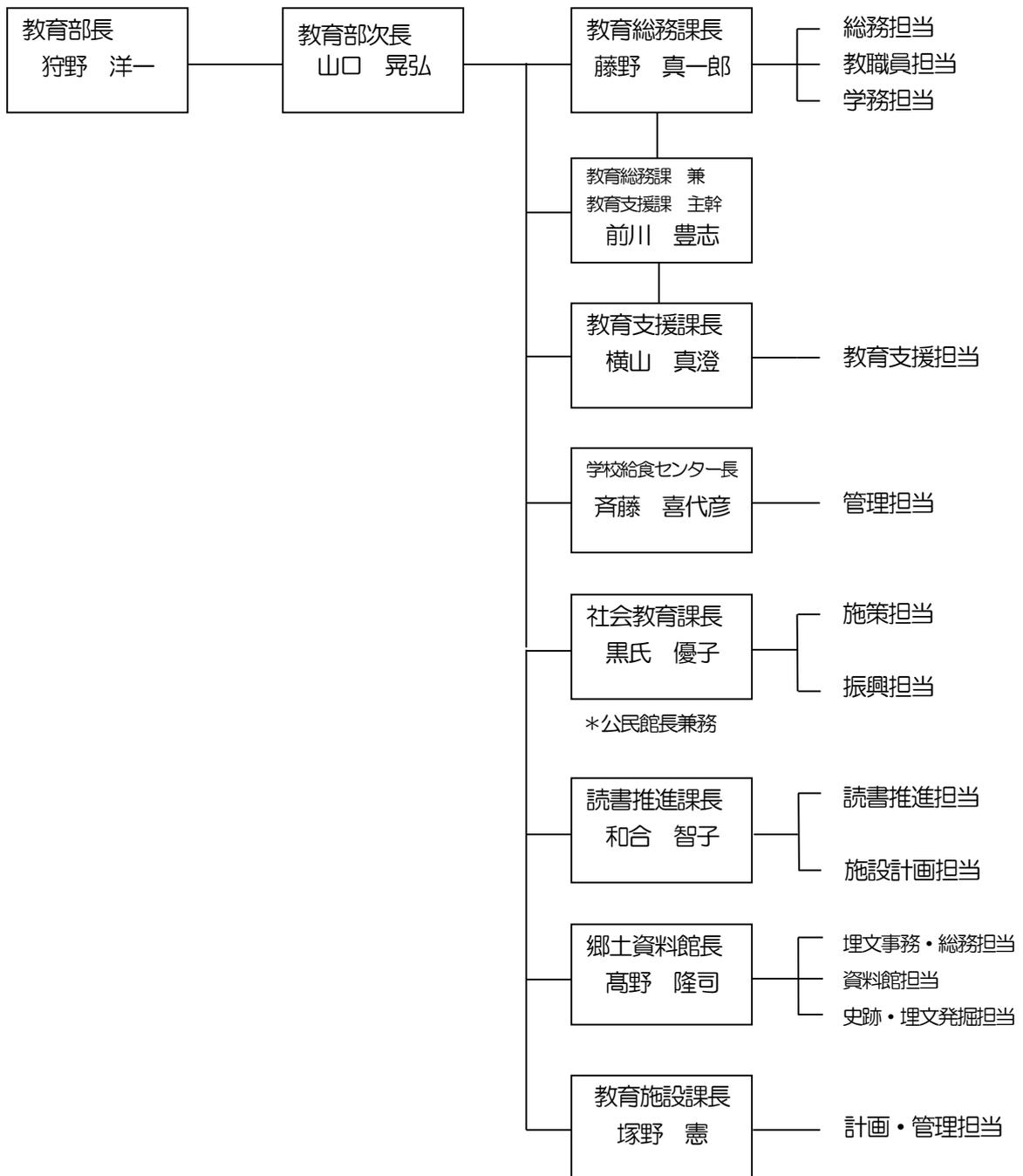
総務文教常任委員会 提出資料

<教育部>

- 教育総務課
- 教育支援課
- 学校給食センター
- 社会教育課
- 読書推進課
- 郷土資料館
- 教育施設課

< 教育部組織図 >

教育長 岩淵 隆



職	部長職	次長職	課長職	主査職	スタッフ	計
職員数	1	1	8	13	16 (内再任用2)	39 (内再任用2)

< 事務分掌 >

組 織	事 務 分 掌
教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> • 教育委員会の会議に関する事。 • 規則等の審査及び制定又は改廃に関する事。 • 公告式及び令達に関する事。 • 法第18条第8項の規定に基づく教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談事務に関する事。 • 交際、報償及び表彰に関する事。 • 陳情及び請願に関する事。 • 事務局職員及び教育機関の職員の任免その他人事に関する事。 • 職員の共済及び福利厚生に関する事。 • 教材及び校具の整備に関する事。 • 学校施設の目的外使用に関する事。 • 教育財産の取得及び処分に関する事。 • 学校開放事業に関する事。 • 教職員の任免、服務その他の人事の内申に関する事。 • 教職員の研修及び福利厚生に関する事。 • 報償及び表彰に関する事。 • 学級編制に関する事。 • 通学区域の設定及び変更に関する事。 • 学校教育基本方針に関する事。 • 教科内容の取扱い及び教科用図書に関する事。 • 学校保健に関する事。 • 学校医等に関する事。 • 学齢児童及び学齢生徒の就学及び学籍簿に関する事。 • スクールバスの運行に関する事。 • 就学援助に関する事。 • 高等学校等入学準備金基金に関する事。 • 恵庭市未来人材応援基金に関する事。 • 学校基本調査に関する事。

組 織	事 務 分 掌
教育支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育に関すること。 ・ 医療的ケアに関すること。 ・ 少年育成センターの運営に関すること。 ・ 教育支援センターに関すること。 ・ 児童・生徒のいじめ及び不登校に関すること。 ・ 生徒指導に関すること。 ・ 通学路の安心・安全に関すること。
学校給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 恵庭市学校給食センター運営審議会に関すること。 ・ 給食の献立及び調理指導に関すること。 ・ 物資の調達及び管理に関すること。 ・ 調理及び配送に関すること。 ・ 調理用機器の管理に関すること。 ・ 衛生管理に関すること。 ・ 施設の維持管理に関すること。 ・ (一財)恵庭市学校給食協会との連絡調整に関すること。
社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習の推進に関すること。 ・ 社会教育計画の総合立案に関すること。 ・ 社会教育委員に関すること。 ・ 学校、家庭及び地域住民その他関係者が相互に連携する社会教育事業に関すること。 ・ 青少年に関する施策の総合的な企画及び連絡調整に関すること。 ・ 青少年教育に関すること。 ・ 青少年の表彰に関すること。 ・ 青少年関係団体の育成助長に関すること。 ・ 青少年のボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動等の促進に関すること。 ・ 家庭教育に関する学習機会の提供及び奨励に関すること。 ・ 成人教育に関すること。

組 織	事 務 分 掌
社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者教育に関すること。 • 視聴覚教育に関すること。 • 社会教育関係団体の登録及び育成助長に関すること。 • 女性教育に関すること。 • 女性関係団体の育成助長に関すること。 • 青少年宿泊研修施設の維持及び管理に関すること。 • 青少年宿泊研修施設の使用許可に関すること。 • 文化事業の企画及び実施に関すること。 • 文化活動及び文化団体に関すること。 • ユネスコ活動に関すること。 • 青少年・文化振興基金に関すること。 • 文化功労者の顕彰に関すること。 • 公民館運営審議会に関すること。 • 公民館の行う各種の事業の企画実施に関すること。 • 公民館の維持及び管理に関すること。 • 公民館の使用許可に関すること。 • 分館との連携調整に関すること。 • その他公民館の運営に関すること。 • 夢創館の行う各種の事業の企画実施に関すること。 • 夢創館の維持及び管理に関すること。 • 夢創館の使用許可に関すること。 • その他夢創館の運営に関すること。 • 生涯学習施設かしわのもりの行う各種の事業の企画実施に関するこ と。 • 生涯学習施設かしわのもりの維持及び管理に関すること。 • 生涯学習施設かしわのもりの使用許可に関すること。 • その他生涯学習施設かしわのもりの運営に関すること。

組 織	事 務 分 掌
読書推進課	<ul style="list-style-type: none"> • 図書館の維持及び管理に関すること。 • 図書館の運営に関すること。 • 読書活動の推進に関すること。 • 図書館の電算関連施設の管理に関すること。 • 図書館協議会に関すること。 • 読書活動の総合的な企画及び調整に関すること。 • 学校図書館に関すること。 • 読書活動関係団体の育成に関すること。 • その他読書活動及び図書館施設に関すること。
郷土資料館	<ul style="list-style-type: none"> • 文化財保護委員会に関すること。 • 郷土資料館の維持及び管理に関すること。 • 郷土資料館が主催する各種事業の企画及び実施に関すること。 • 郷土資料館資料の収集、保管、展示及び調査研究に関すること。 • 埋蔵文化財の分布調査、発掘調査及び整理に関すること。 • 埋蔵文化財の保護及び保存に関すること。 • 史跡の保存及び整備に関すること。 • 埋蔵文化財整理室の維持及び管理に関すること。 • その他文化財の保護、保存及び埋蔵文化財に関すること。
教育施設課	<ul style="list-style-type: none"> • 学校その他教育施設の整備計画に関すること。 • 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更に関すること。 • 学校及び教育施設の建設及び営繕に関すること。 • 学校及び教育施設の環境整備に関すること。 • 学校林に関すること。 • 教員住宅の建設及び営繕に関すること。 • 教員住宅の入退居に関すること。 • 教育財産の管理に関すること。 • 市民会館及び地区会館の維持及び管理に関すること。 • 市民会館及び地区会館の使用許可に関すること。 • その他市民会館及び地区会館の運営に関すること。

現況と今後の展開

課名	教育総務課
----	-------

<p>現況</p>	<p>○ICT教育環境の整備について ICT 環境整備については、G I G Aスクール構想により令和2年度より児童生徒用のタブレットパソコンの整備を開始し、令和4年度に児童生徒の1人1台端末の整備が完了し、電子黒板の整備なども含めて、市内全ての小中学校のICT環境整備が完了している。</p> <p>○児童生徒の学力・体力向上の推進について 全国学力・学習状況調査や標準学力検査（N R T）、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を分析するとともに、各校において学校改善プラン・体力向上プランを作成し、学力・体力の向上に取り組んでいる。また、「恵庭市学力・体力向上推進会議」において、全市的な学力・体力向上施策について協議を実施している。</p>
<p>今後の展開</p>	<p>○ICT教育環境の整備について 導入済みのICT 機器については更新の必要があることから、計画的に更新に作業を進める必要がある（令和7年度は、現在整備されている児童生徒用1人1台端末の約75%を更新予定）。 また、児童生徒用タブレットパソコンの授業や家庭学習等で活用を進めるとともに、デジタルドリルの導入による効果・検証を図る。</p> <p>○児童生徒の学力・体力向上の推進について 全国学力・学習状況調査や標準学力検査（N R T）、全国体力・運動能力、運動習慣等調査については、引き続き全校において実施し、学力・体力の実態を把握するとともに、市教委と学校とが一体となって、児童生徒の学力・体力向上に取り組んでいく。 また、「恵庭市学力・体力向上推進会議」において、引き続き様々な視点から助言をいただき、より効果的な取組となるよう進めていく。また、部活動指導員配置の効果を検証しつつ、部活動の地域展開に向けた取組みを進めていく。</p>

現況と今後の展開

課名

教育支援課

<p>現況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教育の推進 特別支援学級は、特認校である松恵小学校を除く市内全ての小中学校に設置している。また、「ことば」の通級指導教室を恵み野小学校に、発達に支援が必要な児童を対象とする「まなび」の通級指導教室を恵庭小学校、柏小学校、和光小学校、恵庭中学校に開設し、令和7年度から若草小学校に新たに開設した。 ○ いじめ撲滅推進 いじめ撲滅推進に向けては、児童生徒の悩みを早期に発見し対応するため、ICTを活用した健康観察や、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラー等による相談事業、いじめアンケート調査やCAP事業の実施などに取り組んできた。 また、児童生徒が主体的に行う「なかよし さわやか DAY」全市交流会を実施してきた。
<p>今後の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教育の推進 特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員の研修会を充実させるとともに、特別支援教育コーディネーターと連携し、児童生徒の状況に応じた環境整備や体制づくりを進める。また、幼保・小・中の連携を強化し、一貫したきめ細かな支援を推進する。 ○ いじめ撲滅推進 児童生徒一人ひとりが、いじめ問題を自分自身の問題として捉え「いじめ」を未然に防止しようとする意識の高揚を図ることを狙いとして、引き続き児童生徒が主体となった全市交流会を実施する。 また、いじめアンケート調査や健康観察、自己防衛力向上事業の実施などにより、いじめ撲滅に向けた取組を推進する。

現況と今後の展開

課名 学校給食センター

<p>現況</p>	<p>○学校給食費の改定 学校給食費については、令和元年度から現行の水準で運営している。しかし、近年の社会情勢により食料品の物価高騰が長期化して、令和4年度、令和5年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、令和6年度、令和7年度は物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金を活用し、保護者負担を増やさずに食材費を増額して対応している。</p> <p>○給食センターの施設整備 小学校給食センターは開設後36年、中学校給食センターは開設後23年が経過することから、施設や調理設備、厨房機器等の老朽化が進んでいる。</p>
<p>今後の展開</p>	<p>○学校給食費の改定 学校給食費については、食料品の物価高騰が今なお続いており、現状の栄養バランスや摂取量を保つために、令和8年度に保護者の負担軽減を考えたうえで単価改定を実施する方向で検討している。一方で、これまで保護者負担の軽減に活用した交付金の動向がまだ不明である中、国においては、令和8年度より小学校給食費無償化の動きがあり、本市では公会計化の問題も併せて課題があることから、情報収集に努めながら検討する。</p> <p>○給食センターの施設整備 安全で安心な学校給食が提供できるよう、厨房機器等の計画的な更新整備や改修を行うこととしており、令和7年度は小学校給食センターの軟水器樹脂交換と蒸気ボイラーの部品交換、また、中学校給食センターのドア・グレーチングのパッキン交換、蒸気ボイラーの部品交換、空調機器のヘアリング修繕、食缶洗浄機のコンベア更新、蒸気回転釜攪拌機更新、共通設備である廃水処理施設の放流ポンプ交換を実施する。</p>

現況と今後の展開

課名	社会教育課
----	-------

現 況	<ul style="list-style-type: none">○ 生涯学習基本計画の推進 令和3年度から令和7年度を計画期間とする「第5期恵庭市生涯学習基本計画」に基づき、同計画の基本理念である「次世代につなぐ“人づくり”“地域(まち)づくり”を推進している。○ 社会教育施設の管理・運営 島松公民館、夢創館、生涯学習施設かしわのもりの適切な管理・運営のため、指定管理者制度を導入している。
今 後 の 展 開	<ul style="list-style-type: none">○ 生涯学習基本計画の策定と推進 「第5期恵庭市生涯学習基本計画」の推進及び、市民一人一人が、それぞれ幸せや生きがいを感じられるとともに、市民をとりまく場や地域が幸せや豊かさを感じられるようなウェルビーイングの向上した社会を目指し、「第6期恵庭市生涯学習基本計画」を策定する。○ 社会教育施設の管理・運営 市民の生涯学習推進のため、島松公民館、夢創館、生涯学習施設かしわのもりの効率的な管理・運営を図り、今後も民間の力を活用していくとともに、市民の利用しやすい施設整備を図る。

現況と今後の展開

課名	読書推進課
----	-------

<p>現況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 読書活動の推進 恵庭市読書活動推進計画に基づき、市民、家庭、地域、学校及び市が一体となって読書活動を推進している。また、指定管理者制度の導入により、開館時間の拡大、様々なイベントの実施、効率的な図書館運営など、市民サービスの向上が図られている。 ○ 読書環境の充実 市民の方がいつでも、どこでも読書ができるよう、ブックステーションや高校ブックラインなど全域利用サービスの充実を図っている。また、図書館恵庭分館では、ICT化による無人開館や、予約本を受け取れるロッカーを設置し、更なる読書環境の充実を図っている。
<p>今後の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 読書活動の推進 令和6年から15年度を計画期間とする、第2期恵庭市読書活動推進計画の基本方針に基づき、生涯各期に応じた読書活動の推進と、市民との協働による読書活動を推進する。これまで継続実施しているブックスタート、小中学校の朝読・家読とともに、高校・大学世代の主体的な読書活動や外国人に向けたサービスなど、多様な読書活動のための環境づくりを行い、図書館サービスの充実と読書のまち恵庭の更なる充実を目指す。 ○ 読書環境の充実 すべての市民の方が等しく読書の機会を得られるよう、図書館以外でも読書ができる、まちじゅう図書館、電子図書館の充実やデジタル資料を活用したサービスの拡大に努めていく。また、図書館施設・設備としては、図書館本館の老朽化と新たな図書館機能の拡充を目的とする施設改修、島松分館の複合施設移転にあわせたICT化によるサービスの拡充、柏陽地区複合施設整備事業にあわせたブックステーション設置検討など、更なる読書環境の充実を図っていく。

現況と今後の展開

課名	郷土資料館
----	-------

<p>現 況</p>	<p>○郷土資料館事業 常設展示や企画展示などの事業の他、各種講座や見学会、観察会、体験学習会、更には収蔵資料を活用したふるさと教育宅配事業など、教育普及事業の実施により利用者拡大を図り、自然や歴史・文化に触れ、未来へつなげる事業を推進している。</p> <p>○史跡カリンバ遺跡整備事業 平成28年3月に、「史跡カリンバ遺跡整備基本計画」が策定され、その目的である「史跡カリンバ遺跡を保存整備し、恵庭市の文化遺産の拠点として多くの人々に活用され、価値を損なうことなく次世代に伝える」ことを目指し、平成28年度に史跡現況地形図作成から事業を開始している。 また令和6年3月には整備を具体的に進めるため「史跡カリンバ遺跡整備基本計画(改訂版)」を策定し、令和6年度に短期計画分の現地整備に向けて基本設計を行っている。</p> <p>○西島松5遺跡重要文化財 令和6年8月に、出土品の一部が国の重要文化財に指定されている。</p>
<p>今 後 の 展 開</p>	<p>○郷土資料館事業 これまで実施している事業を継続展開しながら、資料館だより、リーフレット、広報えにわ、ホームページ、新聞、LINE、転入者に対する利用案内の配布など、あらゆる媒体を活用して広報活動を充実させ、更なる利用者拡大を推進していく。</p> <p>○史跡カリンバ遺跡整備事業 史跡保護を目的に実施してきた水文環境調査の検証や低湿地の環境維持に努めるとともに、現地整備の早期実現に向け関係機関と協議し、検討を進める。</p> <p>○西島松5遺跡重要文化財 出土品の保存箱や展示ケースの作製を行い、重要文化財の適切な保存および活用を推進する。</p>

現況と今後の展開

課名	教育施設課
----	-------

<p>現況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各教育施設の中長期的維持補修方針の検討 老朽化する教育施設等に対して施設の現状、課題を調査し「恵庭市公共施設等総合管理計画」に基づく施設の統廃合や複合化また改修計画など施設のあり方に対する方針の策定が必要となっている。 市民会館については、耐震化等改修工事を大ホール側から着手しており、12月末までに完了する予定である。 ○ 学校教育施設等の整備 老朽化する学校施設における小規模修繕以外の計画的な実施が必要となる大規模改修工事に対しては、「学校施設長寿命化計画」に基づく施設整備を行っており、今年度は恵明中学校校舎トイレ改修工事を行い、学校バリアフリー化工事として、昨年度着手した恵庭小学校のエレベーター設置工事が完了する予定である。また、暖房ボイラー更新などを計画的に実施している。
<p>今後の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各教育施設の中長期的維持補修方針の検討 市民会館の耐震化等改修工事について、大ホール側の工事が完了後、引き続き中ホール及び会議室側の工事を行い、防災機能の強化を図る。 ○ 学校教育施設等の整備 小中学校に対しては、「学校施設長寿命化計画」に基づき、構造体の長寿命化や内装、給排水、電気設備等の改修により建物の耐久性を高め、良好な施設環境の整備を行う。また施設整備に係る財源を確保しながら、効果的な改修となるよう改修内容を検討しながら計画的に事業を進めていく。

令和7年6月

総務文教常任委員会 提出資料

〈選挙管理委員会事務局〉

<選挙管理委員会組織図>

恵庭市選挙管理委員会委員及び補充員

(委員)

職	氏名	任期
委員長	原 浩 司	令和5年10月26日～令和9年10月25日
職務代理者	後 藤 智 子	//
委員	金 谷 克 子	//
委員	坂 本 宏 一	//

(補充員)

順位	氏名	任期
1	合 田 英 彦	令和5年10月26日～令和9年10月25日
2	瀬 川 真 弓	//
3	窪 木 順 子	//
4	田 口 明 美	//

選挙管理委員会事務局



※左記のほか、選挙執行時においては、実施本部及び期日前投票に従事する職員について支援職員を配置します。

職	部長職	次長職	課長職	主査職	スタッフ	計
職員数	—	1 (併任)	1 (併任)	3 (併任)	3 (併任)	8

事務分掌及び組織

組 織	事 務 分 掌
選挙管理委員会 事務局	委員及び補充員に関すること。 会議に関すること。 議決の執行に関すること。 公告式に関すること。 予算、経理及び物品の出納保管に関すること。 人事及び諸給与に関すること。 規程及び例規に関すること。 公印の保管に関すること。 文書の收受発送及び整理保管に関すること。 政治資金規正法に関すること。 検察審査員候補者予定者の選定に関すること。 裁判員候補者予定者の選定に関すること。 国民投票に関すること。 選挙常時啓発に関すること。 不在者投票及び期日前投票に関すること。 諸証明に関すること。 有権者の資格調査に関すること。 各種選挙人名簿に関すること。 投票区、開票区及び選挙区の設定改廃に関すること。 各選挙の執行に関すること。 投票及び開票の管理者及び事務従事者に関すること。 選挙に関する調査研究及び統計に関すること。 最高裁判所裁判官国民審査に関すること。 訴願、訴訟及び審査請求に関すること。 直接請求に関すること。 投票録、開票録、選挙録及び投票の保管に関すること。 その他選挙及び投票に関すること。

選挙の任期満了日及び選挙執行期間

年度	選挙名	任期	任期満了日	告（公）示日
R7	参議院議員通常選挙	6	令和7年 7月28日	選挙期日の 少なくとも 17日前
R7	恵庭市長選挙	4	令和7年 11月25日	// 少なくとも 7日前
R9	北海道知事選挙	4	令和9年 4月22日	// 少なくとも 17日前
R9	北海道議会議員選挙	4	令和9年 4月29日	// 少なくとも 9日前
R9	恵庭市議会議員選挙	4	令和9年 4月30日	// 少なくとも 7日前

令和7年6月

総務文教常任委員会 提出資料

<公平委員会事務局>

事務分掌及び組織

< 事務分掌 >

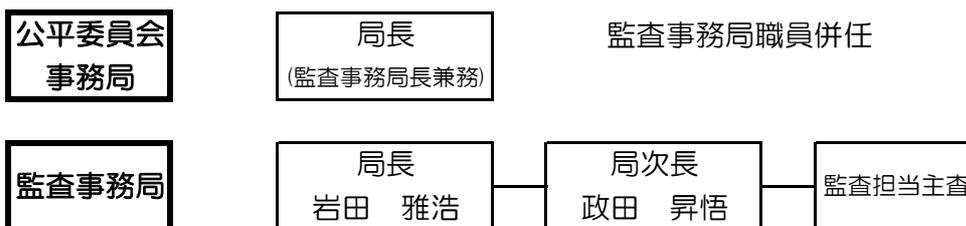
組 織	事 務 分 掌
公平委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 公平委員会事務の補助執行に関すること。 (別紙の「現況と今後の展開」による。) 文書の收受、発送及び完結文書の編さん保存に関すること。 物品の保管、出納に関すること。 事務局の予算の執行に関すること。 公印の保管に関すること。 その他庶務に関すること。

< 組 織 >

公平委員

職 名	氏 名	就任年月日	任 期
委 員 長	内 倉 真裕美	令和7年4月1日	任期4年
職務代理者	野 口 宗 英	令和5年4月1日	
委 員	後 藤 美 江	令和6年4月1日	

職員配置



職	部長職	次長職 (局長) 兼務	課長職 (局次長) 併任	主査職 併任	スタッフ 併任	再任用 併任	会計年度 併任	計
職員数	—	1	1	1	0	0	1	4

現況と今後の展開

課名	公平委員会事務局
----	----------

現況と今後の展開	○ 公平委員会の事務の概要		
	<ul style="list-style-type: none"> 公平委員会の事務概要は次のとおり。 		
	事務の概要	地方公務員法等の規定	市の規則等
	1. 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し及び必要な措置を執ること。	第8条第2項第1号 第46条、第47条、 第48条	勤務条件に関する措置の要求に関する規則
	2. 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。	第8条第2項第2号 第49条、第49条の2、 第49条の3、第50条、 第51条、第51条の2	不利益処分についての審査請求に関する規則
	3. 職員の苦情処理に関すること。	第8条第2項第3号	職員からの苦情相談に関する規則
	4. 法律によって属せしめられた事項 (1) 職員団体の登録に関すること。	第8条第2項第4号 第53条	職員団体の登録に関する条例、規則
	(2) 管理職員等の範囲に関すること。	第52条第3項、 第4項	管理職員等の範囲を定める規則
	(3) 職員の退職管理に関すること。	第38条の2第7項	退職管理に関する公平委員会規則
	(4) 恵庭市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関すること。	公立学校の学校医、 学校歯科医及び学校 薬剤師の公務災害補 償に関する法律第5 条第1項	学校医、学校歯科医 及び学校薬剤師の 公務災害補償の 審査の請求に関する 規則
○ 公平委員会の事務の円滑な実施			
<ul style="list-style-type: none"> 職員からの相談や勤務条件に対する措置要求、不利益処分に対する審査請求等について公平かつ速やかに対応する。 			

令和7年6月

総務文教常任委員会 提出資料

<監査事務局>

事務分掌及び組織

< 事務分掌 >

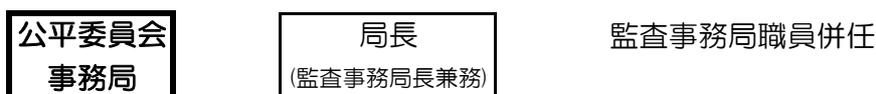
組 織	事 務 分 掌
監査事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査委員に関すること。 ・ 監査、検査、審査に関すること。 (別紙の「現況と今後の展開」による。) ・ 文書の收受、発送及び完結文書の編さん保存に関すること。 ・ 公印の管守に関すること。 ・ 会計経理及び物品の出納保管に関すること。 ・ 前各号のほか、監査委員の職務に関すること。

< 組 織 >

監 査 委 員

区 分	氏 名	就任年月日	任期
識見監査委員	橋 場 誠 次	令和6年6月27日	任期4年
議選監査委員	前 田 孝 雄	令和7年5月19日	議員の任期による。

職 員 配 置



職	部長職	次長職 (局長) 兼務	課長職 (局次長) 併任	主査職 併任	スタッフ 併任	再任用 併任	会計年度 併任	計
職員数	—	1	1	1	0	0	1	4

現況と今後の展開

課名	監査事務局
----	-------

現況と今後の展開	○ 監査等の実施		
	・ 監査、検査、審査を監査計画に基づき実施する。監査等の概要は次のとおり。		
	監査等の区分	監査対象・範囲	根拠法令
	定期監査	1. 市の財務に関する事務の執行 2. 市の経営に係る事業の管理	自治法第199条第4項 (自治法第199条第1項) 恵庭市監査基準第3条第1項第1号
	随時監査	1. 市の財務に関する事務の執行 2. 市の経営に係る事業の管理	自治法第199条第5項 (自治法第199条第1項)
	行政監査	市の行政事務の執行	自治法第199条第2項 恵庭市監査基準第3条第1項第2号
	財政援助団体等に関する監査	1. 市が補助金・交付金・負担金・貸付金・損失補償・利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの 2. 市が出資しているもので政令で定めるもの、市が借入金の元金又は利子の支払いを保証しているもの、市が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者、公の施設を管理している指定管理者に係るもの	自治法第199条第7項 自治法施行令第140条の7 恵庭市監査基準第3条第1項第6号
	例月現金出納検査	1. 市の現金出納 2. 公営企業の現金出納	自治法第235条の2第1項 恵庭市監査基準第3条第1項第11号
	決算審査	1. 各会計決算、基金の運用状況の審査 2. 財政健全化判断比率の審査 3. 資金不足比率の審査	自治法第233条第2項 公企法第30条第2項 財政健全化法第3条第1項 財政健全化法第22条第1項 恵庭市監査基準第3条第1項第12号、第14号、第15号
	基金の運用状況の審査	基金の運用状況を示す書類の審査	自治法第241条第5項 恵庭市監査基準第3条第1項第13号
内部統制評価報告書審査	内部統制評価報告書の審査	自治法第150条第5項 恵庭市監査基準第3条第1項第16号	
他に指定金融機関等の公金取扱に関する監査、住民監査請求監査、直接請求による監査、長の要求監査、議会請求監査、職員賠償責任監査等がある。			
※ 随時監査、行政監査、財政援助団体等に関する監査等は、監査委員が必要があると認めるときに実施する。			

○ 恵庭市監査基準に基づく監査等の実施

- 市を取り巻く内外の環境、リスク、過去の監査結果、措置状況等総合的に勘案し、監査等の方向性等の実施方針を策定する。
- 実施方針に基づき、監査等を効率的、効果的に実施するため毎年度監査計画を策定する。

○ 監査等の実施方針及び監査計画の見直し等

- 実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直すものとする。
- 監査計画は、前提として把握した事象、状況の変化、実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、修正するものとする。

